

令和6年11月1日

第103回安来市議会定例会
(令和6年・令和7年)

11月開会会議議案

第103回安来市議会定例会・11月開会会議議案目次

- 議第1号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 議第2号 工事請負契約の締結について
- 報第1号 議会の委任による専決処分の報告について
- 選第1号 安来市選挙管理委員及び同補充員の選挙について

議第 1 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 1 1 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市条例第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(安来市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 安来市国民健康保険条例（平成16年安来市条例第143号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は、同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を「、又は虚偽の届出をした場合」に改める。

(安来市福祉医療費助成条例の一部改正)

第2条 安来市福祉医療費助成条例（平成17年安来市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条中「医療保険証等とともに」を「、社会保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受けた上、」に改める。

(安来市子ども医療費助成条例の一部改正)

第3条 安来市子ども医療費助成条例（平成17年安来市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条中「に定める保険証とともに」を「の規定による電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受けた上、」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議第 2 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、安来市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年安来市条例第 59 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

記

- 1 契約の件名 養護老人ホーム鴨来荘移転整備工事（機械）
- 2 契約の金額 一金 290,180,000 円
- 3 契約の相手方の住所・氏名
安来市安来町 431 番地
アクアシステム株式会社
代表取締役 三澤 孝志
- 4 契約の方法 一般競争入札

報第 1 号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により委任された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 11 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により委任された事項について、次のとおり損害賠償の額を定めることについて専決処分する。

令和6年10月15日

安来市長 田 中 武 夫

記

- 1 損害賠償の額 134,728円
- 2 事故発生年月日 令和6年8月14日
- 3 事故発生場所 安来市黒井田町地内 A氏宅駐車場
- 4 相手方 安来市
A氏
- 5 事故概要 22時44分頃、安来市消防署職員が救急出動中、救急現場である安来市黒井田町地内のA氏宅に到着し、救急車からストレッチャーを下ろそうとしたところ、ストレッチャーの上部がスライドしてストレッチャーが駐車場に停車中の軽乗用車に接触したものの。
- 6 事故処理方法 示談による処理

選第 1 号

安来市選挙管理委員及び同補充員の選挙について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 182 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、委員及び補充員各 4 名の選挙を求める。

令和 6 年 11 月 1 日 提出

安来市議会議員 岩 崎 勉
飯 橋 由 久

記

	住 所	氏 名	生 年 月 日
委 員		細 田 利 男	
委 員		足 立 智 美	
委 員		村 上 正 光	
委 員		梅 瀬 繁 人	
補充員 (第 1)		岩 田 治 作	
補充員 (第 2)		小 林 勝 則	
補充員 (第 3)		内 田 義 明	
補充員 (第 4)		太 田 健 司	